

事務所だより

第148号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

傷病手当金の支給期間の通算について

令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間の取扱いが変わります。

傷病手当金とは

病気やけがでしばらく働けなくなり、給与が受けられないときにその間の生活の保障を一部補てんする役割が「傷病手当金」制度です。健康保険の被保険者（働いている本人）であれば、受給のための4つの条件をすべて満たしていれば事業主であっても傷病手当金を受給することができます。

【受給のための4つの条件】

① 仕事以外での病気・ケガで療養していること

仕事上や通勤中であれば、労災から補償を受けることになりますので、傷病手当金の対象外です。

② 仕事に就けなくなっていること

今まで従事していた業務に就けない状態のことです。

③ 連続して3日以上休んでいること

連続する3日間のことを「待期間」といい、必ず最初の3日間は連続して休んでいなければなりません。

④ 給与がゼロか相当減額していること

休んでいる間に給与の一部を受け取っても、傷病手当金よりも少なければ差額が支給されます。

支給期間の通算（法改正）

法改正によって、傷病手当金が支給される期間が次のように変更されます。

令和3年12月31日までは、傷病手当金の支給期間は、傷病手当金の支給が開始した日から最長で1年6か月です。これは、最長で1年6か月分が支給されるということでは

なく、支給開始日から起算して暦で1年6か月が経過した時点で終了することということです。

例えば、8か月間休業の後4か月間復職、その後再発して再度8か月間休業の場合で考えてみます。支給開始日から起算して1年6か月を経過した時点は、再発して休業中にもかかわらず、傷病手当金の支給が終了します。2か月の休業期間については支給されません。

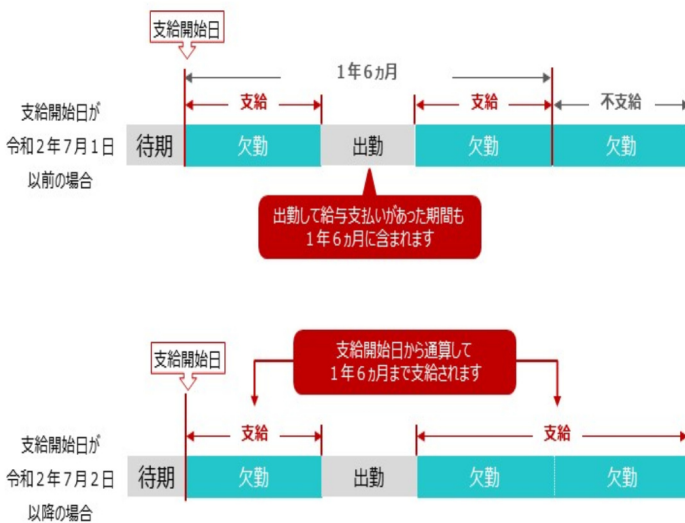
令和4年1月1日からは、

傷病手当金の支給期間だけを通算して最長で1年6か月間支給されることとなります。

先ほどの例でいうと、支給開始日から1年6か月経過後の2か月間の休業期間についても傷病手当金が支給されることとなります。

なお、傷病手当金の支給開始日が令和2年7月1日以前の場合は対象外で、支給開始日から起算して暦で1年6か月が経過した時点で終了しますので、ご注意ください。

支給期間の考え方



障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

事務所則と安衛則の改正

令和3年12月に事務所衛生基準規則（事務所則）と労働安全衛生規則（安衛則）が一部改正されました。そのうち主な項目は次のとおりです。

改正その1

「照度の基準」

事務所則は、約50年前に制定され、主にオフィス職場で健康的に働くための衛生のルールを定めています。そのうちの「照度の基準」が変更され、事務所・オフィスにおける明るさの基準が3つの区分から2つの区分になります。

令和4年11月30日まで

「精密な作業」

300ルクス以上

「普通の作業」

150ルクス以上

「粗な作業」

70ルクス以上

令和4年12月1日から

「一般的な事務作業」

300ルクス以上

「付随的な事務作業」

150ルクス以上

改正その2

「トイレの設置」

事務所則と安衛則にそれぞれトイレに関するルールを定めています。

トイレは男女の区分けやその個数が定められています。

今回の改正によって新たに「独立個室型の便所」（※1）が法令で位置付けられました。

トイレを男性用と女性用に区別してその人数に応じて個数を設置するという原則は維持されますが、独立個室型のトイレを付加する場合の取扱いや少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場における例外と留意事項が示されました。なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

また、男性用と女性用に区別したトイレを設置した上で、独立個室型のトイレを設置した場合には「男性用大衆所の便所、男性用小便所及び女性用便所の便所をそれぞれ一定程度設置したもの（※2）」と

して取り扱うことができるものとする」とされました。

（※1）男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便所により構成される便所のこと。

（※2）男性用大衆所又は女性用便所の便所の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする。

改正その3

「救急用具」

安衛則の「救急用具」に関しては、第633条に準備と周知（備付け場所・使用法）、救急用具を清潔に保つことを定め、第634条に「揃えておくべき救急用具の内容」が規定されていました。

しかし、事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なることから、安衛則の改正によって第634条は削除され、職場で発生することが想定される労働災害等に応じて、応急手当に必要なものを産業医等の意見や衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえて備え付けることになりました。



1月の労務手続 「提出先・納付先」

11日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

20日

○特例による源泉徴収税額の納付（前年7月～12月分）

「郵便局または銀行」

31日

○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、10月～12月分）

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第3期分）

「郵便局または銀行」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

○法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票）の提出

「税務署」

○給与支払報告書の提出（1

月1日現在のもの）

「市区町村」

○個人の道府県民税・市町村民税の納付（第4期分）

「郵便局または銀行」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出

「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え

「給与の支払者」

編集後記

急に寒さが厳しくなり、各地から雪に関するニュースが届いています。

どうぞ体調を崩されませんよう、お過ごしください。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com